

(様式4)

今帰仁村公告第 24 号

今帰仁農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案を今帰仁村公告第14号のとおり一般の縦覧に供する。

今帰仁村公告第14号で縦覧した今帰仁農業振興地域整備計画の変更案について、縦覧期間内(30日間経過)の令和8年3月11日までに、今帰仁村に提出された意見書の回答を公告する。

令和 8 年 3 月 12 日

今帰仁村長 久田浩也



1 意見書の回答縦覧期間

自 令和 8 年 3 月 12 日

至 令和 8 年 3 月 26 日

2 意見書の回答縦覧場所

①今帰仁村役場 2階 経済課課内 (今帰仁村字仲宗根219番地)

②今帰仁村ホームページ